令和４年12月26日

郡市区等医師会会長　殿

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公印省略）

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長及び同局血液対策課長より、各都道府県等衛生主管部（局）並びに日本医師会に対して標記の事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下、「Ｃ型肝炎救済特別措置法」という。）につきましては、平成30年１月15日付け本会発出の文書においてご案内申し上げております。

本事務連絡は、Ｃ型肝炎救済特別措置法が本年12月16日付けで改正され、救済給付金の請求期限が2028年１月17日まで５年延長されたこと、劇症肝炎に罹患して死亡した方に対する給付金の額が引き上げられたこと並びに納入先医療機関に御協力をお願いしたい事項について周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤の納入先医療機関名は厚生労働省ホームページにおいて従来より公表されておりますことを申し添えます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267